

◇ 川越町から転出される方へ ◇

川越町在住中は、本町発展のためにご協力いただき誠にありがとうございました。
 新しい住所にお住みになりましたら、14日以内に、新住所地で転入の手続きをしてください。
 転入時のお手続きには、「転出証明書、マイナンバーカード（お持ちの方）、本人確認書類、印鑑」をご持参ください。

☆ 転出時の手続き一覧ですので、必要なお手続きをご確認ください。

チェック欄	手 続 き		担当窓口	新住所地市区町村での手続き
	マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方	転出時に窓口で提出してください。特例転出の手続きを行います。	町民保険課 (役場庁舎2階) Tel. 366-7115	転入届時に持参し継続手続きをしてください。 カード保有者全員分の手続きが必要です。 (※1裏面参照)
	国民健康保険に加入している方	『国民健康保険証』をご持参のうえ、資格喪失の手続きをしてください。		改めて加入の手続きをしてください。 すでに加入済みの世帯に転入される方は、その保険証をご持参ください。
	後期高齢者医療制度の対象の方	『被保険者証』をご持参のうえ、資格喪失の手続きをしてください。『負担区分等証明書』をお渡しします。		『負担区分等証明書』をご持参のうえ、手続きをしてください。
介護保険について	65歳以上の方	『介護保険証』をご持参のうえ、資格喪失の手続きをしてください。		改めて加入手続きをしてください。
	介護認定中の方	『介護保険証』をご持参のうえ、資格喪失の手続きをしてください。『受給資格証明書』をお渡しします。		『受給資格証明書』をご持参のうえ、手続きをしてください。
	印鑑登録をしている方	転出予定日をもって自動的に廃止になりますので、かわごエタウンカードは返却してください。		必要な方は、改めて印鑑登録の手続きをしてください。
	国民年金に加入している方	川越町での手続きはありません。		新住所地で手続きの必要はありません。
	水道使用者	水道の閉栓等の手続きをしてください。 (3階建て以上の集合住宅にお住まいの方は必要ありません。) 東海メンテナンス㈱ (TEL059-364-4310, FAX059-364-8154) まで閉栓依頼してください。	上下水道課 (役場庁舎2階) Tel. 366-7118	新住所地の水道担当課へお問い合わせください。
	各種福祉医療制度を受給の方	『資格証』等をご持参のうえ、資格喪失の手続きをしてください。 (新住所地で所得課税証明書が必要な場合があります)	福祉課 (役場庁舎2階) Tel. 366-7116	改めて手続きをしてください。詳しくは、新住所地の担当課へお問い合わせください。
	児童手当を受給している方	児童手当消滅の手続きをしてください。 (新住所地で所得課税証明書が必要です)		改めて手続きをしてください。詳しくは新住所地の担当課へお問い合わせください。
	保育所に通っているお子様がみえる方	入所している保育所にて、退園手続きをしてください。		入所する場合は、手続きをしてください。事前に保育所や担当課へお問い合わせください。

*裏面もご覧ください

チェック欄	手	続	き	担当窓口	新住所地での手続き
	原付自転車（125cc以下のバイク）・小型特殊自動車・ミニカーをお持ちの方	廃車手続きをしてください。		税務課 （役場庁舎2階） TEL 366-7114	新住所地で、登録の手続きをしてください。
	軽四輪自動車・軽二輪・小型二輪をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。		税務課 （役場庁舎2階） TEL 366-7114	新住所地の管轄する運輸支局・軽自動車検査協会での手続きをしてください（※2下記参照）。
	幼稚園・小中学校に通う年齢のお子様がいる方	学校教育課で手続きをしてください。		学校教育課 （役場庁舎3階） TEL 366-7121	入（転）園・入（転）学の手続きをしてください。事前に新住所地の教育委員会へご連絡ください。
	防災行政無線個別受信機の貸与を受けている方	本体を企画情報課に返却し、返還届出書を提出してください。		企画情報課 （役場庁舎3階） TEL 366-7112	
	ごみについて	引越しの際の大量のごみや粗大ごみは、クリーンセンターへ有料で持ち込むことができます。		環境交通課 （役場庁舎3階） TEL 366-7163	

※1 継続手続きについて

転出証明書に記載されている転出予定日から30日以内、又は転入日から14日以内に転入の手続きを行ってください。転入手続きの際にカードを忘れた場合は、転入届出日から90日以内に新住所地にてカードの継続利用申請を行ってください。

※期間内に継続利用の手続きが行われなかった場合、カードは廃止となり、返納していただく必要があります。

※手続きには、カード保有者全員分のカードと暗証番号の入力が必要となります。

※2 参考（三重県の場合の手続き先）

- ・軽四輪自動車（軽自動車検査協会050-3816-1779）
- ・軽二輪・小型二輪（三重運輸支局050-5540-2055）

<転出証明書に記載してあることが変更になった場合>

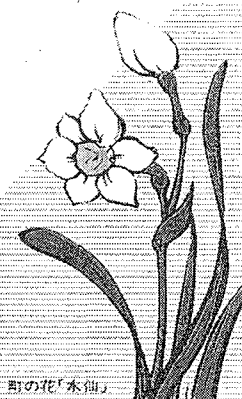
そのまま新住所地に提出し、変更事項を申し出て転入届をしてください。

<転出証明書を紛失した場合>

「本人確認書類」をご持参のうえ、町民保険課で再交付の届出をしてください。

<転出がとりやめになった場合>

「転出証明書・本人確認書類」をご持参のうえ、町民保険課で転出取消しの手続きをしてください。



川越町役場

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）

（注）開庁時間以外は、上記の手続きをお受けできません。